犬の譲受け申込書

令和　　年　　月　　日

　長野県動物愛護センター所長　様

〒

申込者 住所

ふりがな

氏名

電話番号

　下記のとおり、犬を譲ってください。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 譲受けを希望する動物 |  | | | | | |
| 譲受けを希望する理由 |  | | | | | |
| 現在飼養中の動物 | 犬：　　　頭、　猫：　　　匹、　その他（　　　　　）：　　　匹 | | | | | |
| 飼養場所の状況 | 所在地 | |  | | | |
| １　自家　　２　借家　　３　その他（　　　　　　　　　）  **※借家・集合住宅の場合は、管理者等の同意書を提出してください。** | | | | | |
| 主に世話をする人 | 氏名 |  | | 年齢 |  |
| 上記の者に代わって  世話をする人 | 氏名 |  | | 年齢 |  |
| 家族の同意 | 有　　　・　　　無 | | | | | |
| 過去における犬・猫の飼養 | 有　　　・　　　無 | | | | | |

添付書類： １　飼養場所付近の見取り図

２　犬舎等の構造、配置図

※この用紙に記載された個人情報は犬、猫の譲渡のみに使用します。

|  |
| --- |
| ＜飼養場所付近の見取り図＞ |
| ＜犬舎等の構造、配置図＞ |

（注意事項）

１　希望内容に近い動物がいない場合があります。

２　飼養場所が申請者またはその家族等に所有権がない場合は、その所有者（管理者）の飼養同意書を添付してください。

次の質問にお答えください。（犬）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | （どちらかに○をしてください） | | |
| １　飼育することを家族全員が賛成していますか。 | | | はい | いいえ |
| ２　毎日の食事、散歩など世話をする人がいますか。 | | | はい | いいえ |
| ３　病気の時や旅行に出かける時などの世話をどうするか考えていますか。 | | | はい | いいえ |
| ４　家族や社会の一員としてトラブルなく犬を飼育していくために、しつけをきちんとできる人がいますか。 | | | はい | いいえ |
| ５　動物を飼う場所は飼育が許可されている住宅ですか。 | | | はい | いいえ |
| ６　飼う場所は犬が快適に過ごせる環境(温度や音など)と広さがありますか。 | | | はい | いいえ |
| ７　隣近所に迷惑をかけない飼い方ができますか。 | | | はい | いいえ |
| ８　犬は十数年寿命があります。家族の一員として迎え、家族全員で協力して最後まで飼育できますか。 | | | はい | いいえ |
| ９　家族がひとり増えるのと同じです。食費、登録料、動物病院への出費などを考えていますか。 | | | はい | いいえ |
| 10　動物愛護センターが実施する飼い方講習会と飼い方教室(パピーコース)に出席できますか。 | | | はい | いいえ |
| 11　誓約書の内容を理解し遵守できますか。(裏面参照) | | | はい | いいえ |
| 12　料金を１３，０００円ご負担いただくことにご理解いただけますか。 | | | はい | いいえ |
| 13　マイクロチップの法定登録について説明を受けましたか。登録手続及び手数料の支払いはどうしますか。 | | | ｵﾝﾗｲﾝ申請  ｵﾝﾗｲﾝ支払 | 用紙申請  ｺﾝﾋﾞﾆ支払 |
| 14　飼育場所の管轄保健所へ申込者の情報を提供することに同意しますか。 | | | はい | いいえ |

長野県動物愛護センター「ハローアニマル」

（誓約書内容）

飼い主として守らなければならない事項

１　犬・猫の本能、習性、生理を理解して、家族同様の愛情をもって終生飼育すること。

２　「家庭動物等の飼育及び保管に関する基準」（平成14年５月28日付環境省告示第37号）に基づいて、動物の健康に気を付けて、他人に迷惑を掛けないよう正しく飼育すること。

３　犬についての事項

(1)　「狂犬病予防法」に基づいて登録し、年に１回狂犬病予防注射を受けること。また、登録・注射の際に配られる鑑札と注射済票を首輪に着けること。

(2)　 「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、譲受後30日以内に指定登録機関に対し、マイクロチップ装着情報の登録手続きを実施すること。

(3)　「動物の愛護及び管理に関する条例」に基づいて、必ず繋いで飼い、家の入り口などの見やすい場所に、犬の飼育標示を貼ること。

(4)　犬が人を咬んだ場合は、最寄りの保健所長に届け出て指示を受けること。

４　譲渡を受けた動物に病気、行動、その他問題があった場合、あるいは、その動物により問題が起きた場合にも、長野県に対してその責任を一切問わないこと。また、損害を受けた場合も賠償を請求しないこと。

５　譲り受けた動物を他人に譲ったり、販売等営利を目的とした行為は行わないこと。

６　動物愛護センターが実施する譲渡後の講習会等に積極的に参加するとともに、調査等にも協力をすること。

７　その他、動物愛護センター所長の指示に従うこと。